

ワンポイント会計基準

vol.275 実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の公表について

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2023年5月29日開催の第502回本委員会で実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」を公表議決しました。本公開草案の概要について説明します。

【経緯】

2022年6月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により「資金決済に関する法律」（以下、「改正資金決済法」）が改正されました。

改正資金決済法は、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものを新たに「電子決済手段」と定義し、また、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入するなど、必要な規定の整備を行っています。

当該規定の整備を背景に ASBJ は、検討を重ねこのたび本公開草案等を公表しました。

【範囲】

本実務対応報告は、資金決済法第2条第5項に規定される電子決済手段のうち、第1号電子決済手段、第2号電子決済手段及び第3号電子決済手段を対象としています。

【電子決済手段の保有に係る会計処理】

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を取得したときは、その受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価額をもって電子決済手段を資産として計上し、当該電子決済手段の取得価額と当該券面額に基づく価額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理します。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を第三者に移転するとき又は電子決済手段の発行者から本実務対応報告の対象となる電子決済手段について金銭による払戻しを受けるときは、その受渡日に当該電子決済手段を取り崩します。電子決済手段を第三者に移転するときに金銭を受け取り、当該電子決済手段の帳簿価額と金銭の受取額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理します。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、期末時においてその券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とします。

【電子決済手段の発行時の会計処理】

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を発行するときは、その受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務について債務額をもって負債として計上し、当該電子決済手段の発行価額の総額と当該債務額との間に差額がある場合、当該差額を損益として処理します。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段を払い戻すときは、その受渡日に払戻しに対応する債務額を取り崩します。

本実務対応報告の対象となる電子決済手段に係る払戻義務は、期末時において債務額をもって貸借対照表価額とします。

【適用時期】

本実務対応報告は、公表日以後適用します。

以上